

八尾市建設工事の前金払に関する要綱

制 定 平成27年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、八尾市建設工事の前金払に関する規則（昭和60年 6 月19日規則第43号。以下「規則」という。）の規定に基づく前金払について必要な事項を定める。

（前金払の適用除外）

第 2 条 規則第 2 条の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があるときは、前金払の率を減じ又は前金払をしないことができる。

（前払金の使途制限）

第 3 条 前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

（債務負担行為及び継続費に係る契約の取扱い）

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する契約を締結する場合において、契約締結年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を支払うにあたっては、当該工事等が、規則第 3 条第 3 項に定める出来高予定額に達していることについての確認をしなければならない。

（中間前金払と部分払の選択）

第 5 条 中間前金払と部分払の対象となる工事において、発注時に中間前金払と部分払の選択が求められている場合は、中間前金払と部分払とのいずれを請求するかは、受注者が選択できるものとし、中間前金払を選択したときは、部分払は請求することができない。

2 受注者は、前項の規定による選択を、契約締結時に「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」（様式第 1 号）を提出することにより行わなければならない。

3 前項の届出書の提出後は、第 1 項の規定による選択の変更は認めない。

4 債務負担行為及び継続費に基づく数会計年度にわたる契約において、各会計年度（最終の会計年度を除く。）の出来高予定額が達成された場合に行う部分払については、第 1 項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、繰越費支弁の必要が生じた場合は、当該会計年度

の末期に限り、部分払を行うことができる。ただし、本項に基づく部分払を行った後は、当該会計年度の中間前金払を行うことができない。

(中間前金払の対象外工事)

第6条 次の各号に定める工事は、中間前金払に係る認定の対象としないものとする。

- (1) 代理受領又は債権譲渡の承諾申請が行われている工事（ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。）
- (2) 前払金を当該工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合等、中間前金払することが不適當な特別な事由がある工事

(中間前金払の認定請求)

第7条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書（様式第2号）に工事履行報告書（様式第3号）を添えて認定の請求を行わなければならない。

- 2 前項の認定の請求があった場合において、規則第2条第2項各号に掲げる要件を全て満たしていると認められるときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して10日（八尾市の休日を定める条例（平成2年10月2日条例第20号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）以内に中間前金払認定調書（様式第4号）を受注者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に締結した契約及び同日前に締結した同日以降の期間に係る契約について適用し、同日前に締結した同日前の期間に係る契約は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に締結した契約及び同日前に締結した同日以降の期間に係る契約について適用し、同日前に締結した同日前の期間に係る契約は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

中間前金払と部分払との選択に係る届出書

(あて先) 八 尾 市 長

受注者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記工事について、八尾市建設工事の前金払に関する要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 中間前金払を選択します。なお、本工事に関し、八尾市建設工事の前金払に関する要綱第 5 条第 4 項及び第 5 項の特例による場合を除き、部分払の請求はいたしません。
- 2 部分払を選択します。なお、本工事に関し、中間前金払の請求はいたしません。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
契 約 金 額	
摘 要	

(注) 1 又は 2 を選択し、□にチェックすること。

本書提出後の選択の変更は認めない。

年 月 日

中間前金払認定請求書

(あて先) 八 尾 市 長

受注者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記工事について、八尾市建設工事の前金払に関する要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、中間前金払の要件について認定を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
契 約 金 額	
摘 要	(添付資料) ・ 工事履行報告書

工事履行報告書

(あて先) 八 尾 市 長

受注者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 % () は予定工程との差	備 考
年 月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
月	()	差 ()	
(記載欄)			

《備考》 必要に応じて適宜項目を加除し使用するものとする。
予定工程%・実施工程%は、各々の出来高比率%を記載するものとする。

中 間 前 金 払 認 定 調 書

様

発注者 八尾市長

印

下記工事について進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定する（認定することができない）。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
契 約 金 額	
摘 要	